

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成21年6月3日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条に基づき「明治大学農学部黒川新農場（仮称）整備計画」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	学校法人明治大学 東京都千代田区神田駿河台一丁目1番地 理事長 長堀 守弘
	指定開発行為の名称	明治大学農学部黒川新農場（仮称）整備計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為） 研究施設の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区黒川字明坪2060番1ほか （区域面積：約128,100㎡）
	指定開発行為の目的	農場、大学施設の整備
	指定開発行為の内容	区域面積：約128,100㎡
	指定開発行為の施行期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日（予定）
	環境影響評価の手続経過	平成20年11月12日：条例環境影響評価準備書公告 平成21年 1月29日：条例見解書公告 平成21年 5月 1日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期間：平成21年6月3日（水）から 平成21年7月2日（木）まで （土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、麻生区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。なお、鶴川市民センターは、月曜日が休館日です。）
	縦覧場所	川崎市：麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室） （午前8時30分から午後5時00分まで） 町田市：町田市役所（環境保全課）及び鶴川市民センター （午前8時30分から午後5時15分まで）
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm